

社会福祉施設等指導監査実施要綱

第1 施設等指導監査の目的

社会福祉法及び社会福祉各法に規定する社会福祉施設及び事業（以下「施設等」という。）に係る指導監査は、施設の運営及び事業の経営について指導監査を行うことによって、適正かつ円滑な社会福祉事業経営の確保を図ることを目的とする。

第2 指導監査の対象

指導監査の対象は次のとおりとする。

1 本庁

道立の社会福祉施設

2 総合振興局・振興局

別紙に掲げる施設等のうち、当該総合振興局・振興局管内に所在し、市町村、社会福祉法人及びその他の者（国及び道を除く。）が経営する施設等（政令指定都市及び中核市が所管する施設並びに北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第8号）第2条の規定により、市町村等が指導監査を行うこととされているものを除く。）。

第3 施設等指導監査

指導監査は、「一般監査」・「特別監査」・「随時指導監査」とする。

1 一般監査

一般監査は、原則、毎年度1回実地により実施する。（各法に基づく指導監査要綱等によって監査周期が決められている場合を除く。）なお、前年度指導監査の際に文書指摘がない場合等、施設の運営又は事業の経営上特に問題がないと認められる施設等（児童福祉施設を除く。）については、2年に1回実施することも差し支えないものとするが、その判断に至った理由については、実施計画の段階で必ず整理すること。また、実地による監査を行わない年度にあつては書面による監査を行うものとする。

2 特別監査

特別監査は、社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題があると認められる施設等に対し重点的かつ継続的に実施する。

3 随時指導監査

施設の運営又は事業の経営に問題が発生した場合若しくは通報又は社会福祉法人現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、1、2の取扱いによらず随時指導監査を実施する。

第4 指導監査の実施等

1 指導監査の実施計画

一般監査の実施に当たっては、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定の上、実施する。

2 指導監査の実施通知

指導監査の実施に当たっては、対象となる施設等の管理者に対し、指導監査の根拠規程、指導監査の日時及び場所、監査担当者及び準備すべき書類等について文書により通知する。なお、一般監査においては原則として3週間前までに文書により通知する。

3 指導監査の実施

(1) 指導監査は、保健福祉部長が策定する「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施方針」に基づき実施する。

- (2) 指導監査に当たっては、前回の監査時に提出された「社会福祉法人・社会福祉施設運営調書」（以下「調書」という。）の内容を審査し、個別重点項目を定めて実施する。なお、前回実施した指導監査の指摘事項及び行政評価及び財政的援助団体に対する監査等の指摘事項についても個別重点項目とすること。
- (3) 指導監査の通知時には、道が厚生労働省からの通知等に基づきその様式を定めた調書を併せて送付し、より適切な施設の運営及び事業の経営を図る観点等から自主点検等を実施させ、原則として指導監査実施日の7日前までに提出させるものとする。
- (4) 指導監査の際は、施設長及び施設職員等からの聴取及び関係書類等で確認し、調書に基づく各項目について実施する。
- (5) 指導監査は、原則として2名以上で実施し、うち1名は主査相当職以上にある者とする。
- (6) 本庁と総合振興局・振興局が、連携して指導監査を実施する必要があると認められる場合には、事前に協議の上、指導監査を実施する。
- (7) 指導監査において指導監督の所管が複数の都道府県、市にまたがる場合や庁内の複数の部署にまたがる場合は、関係部署と常時、密接な連携を図り実施する。
- (8) 指導監査の具体的な実施方法については、別に定める。

4 指導監査後の措置

- (1) 指導監査結果については、改善を要すると認められた事項についての講評及び指導を行うものとし、後日、「文書指摘」及び「口頭指摘」を明示し、文書によって指導内容の通知を行うものとする。
- (2) 指導監査の結果、施設の運営又は事業の経営に著しく適正を欠くため、改善及び是正が必要と認められる場合及び過去3年間における同一の指導（口頭指摘）事項について改善されていない場合（速やかに改善されることが見込まれる場合、軽微な場合及びその他、事情やむを得ないと認められる場合を除く）は、施設に対して、文書指摘として改善を求めるものとする。なお、指導監査における「文書指摘」及び「口頭指摘」の定義等については、下記、注1、注2のとおりである。
- (3) 指導事項（文書指摘事項のある場合）については、文書の施行後2ヵ月以内に指導事項に対する改善方法について文書により報告を求めるものとする。
- (4) 文書指摘とした事項に対する改善方法の報告について、必要があると認められる場合には、改善状況について確認のための指導監査を実施すること。
- (5) 文書指摘とした事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、その事情を十分検証した上で、必要な場合は、社会福祉法又は社会福祉関係法に基づき勧告や改善を命じるなど厳正に対処するものとする。（注3）
- (6) 「社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱」に基づき、文書指摘があった場合は、道のホームページに掲載する。また、勧告を行った場合や改善命令などの行政処分を行った場合については、当該不祥事の当事者、法人の責任者、施設管理者等の社会的責任を明確にするため、関係者の氏名及び事案の概要を公表するものとする。

注1. 「文書指摘」は、次のとおりである。

① 施設の運営又は事業の経営に著しく適正を欠く等の問題がある事項に対する指導。

なお、具体的には、次のような事例に対する指導をいう。

- ・施設の運営又は事業の経営において、関係法令等に違反（軽微な場合を除く）。
- ・施設又は事業における資産又は会計管理上の不備。（例えば、入所者預かり金の不適正な管理等。）
- ・施設最低基準の違反。
- ・不祥事に係る事項（不正経理、国庫補助金等の水増し請求、利用者の生命・身体・精神に関わる問題等）。

② ①以外の問題に対する指導（「口頭指摘」）について、3年間、同一事項について改善が図られていない場合の指導（速やかに改善されることが見込まれる場合、軽微な場合及びその他、事情やむを得ないと認められる場合を除く）。

注2. 「口頭指摘」とは、文書指摘事項以外の改善を要する事項に対する指導。

注3. 改善命令など不利益処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、弁明の機会の付与等が必要となるので留意すること。

附則 この要綱は令和3年9月1日から施行する。
 この要綱は令和5年6月1日から施行する。
 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

指導監査対象施設等一覧表

第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業	本 庁	総合振興局等
		指導監査担当	
(生活保護法) 救護施設 授産施設	医療保護施設	福祉局地域福祉課 保護支援係	社会福祉課
(障害者総合支援法) 障害者支援施設	障害福祉サービス事業 療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	福祉局 障がい者保健福祉課 事業指導係	
	地域活動支援センター 福祉ホーム 厚生労働省通知に基づく施設（盲人ホーム）	福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係	
(身体障害者福祉法)	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設		
(児童福祉法) 母子生活支援施設		子ども政策局 子ども政策企画課 母子保健係	
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	児童自立生活援助事業 （自立援助ホーム） 小規模住居型児童養育事業 （ファミリーホーム）	子ども政策局 子ども家庭支援課 社会的養育係	
障害児入所施設 児童発達支援センター		子ども政策局 子ども家庭支援課 障がい児支援係	
(社会福祉法) 授産施設	無料低額宿泊所 無料低額診療施設 無料低額介護老人保健施設 無料低額介護医療院	福祉局地域福祉課 法人運営係	
(困難女性支援法) 女性自立支援施設		子ども政策局 子ども家庭支援課 家庭支援係	